

2005年11月発行 第36号

# つちや通信

土屋税理士事務所  
アイフィールド有限会社  
福山市西深津町5-6-2  
TEL: 084-923-6948  
<http://www.ai-field.co.jp/tutiy>

## 年末調整に備えて

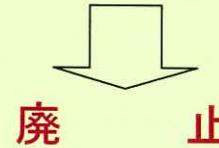
また今年も年末調整の時期が近づいてきました。急に寒さが厳しくなり始めましたが、体調を崩さないように気をつけていきましょう。

今年の年末調整では平成16年度及び平成17年度の税制改正に伴い、所得控除についていくつか改正が行われています。そこで、その主な変更点について説明します。

なお、定率減税については今回の年末調整においても引き続き実施されます。

### 1 老年者控除の廃止

所得者本人 年齢が65歳以上かつ合計所得金額が1,000万円以下 } である場合に適用されていた老年者控除 (50万円)



この改正は**今回の年末調整から適用される**ので注意してください。

### 2 国民年金保険料等控除証明書の添付

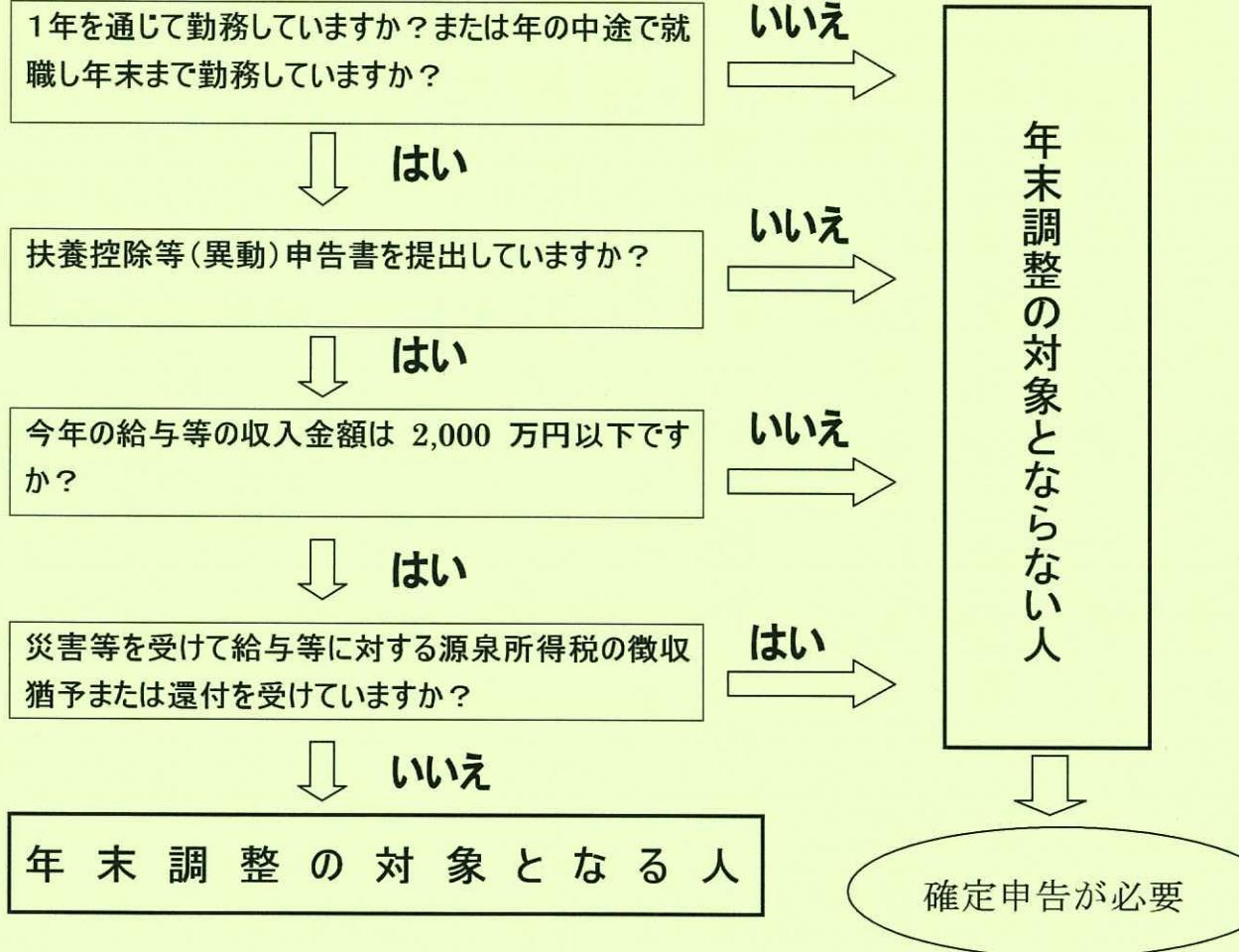
年末調整又は確定申告において国民年金保険料等（注1）について社会保険料控除を受ける場合には、証明書の添付または提示をする必要があります。

この控除証明書は、社会保険庁から11月上旬頃に発送されるので、年末調整又は確定申告の時まで保管しておいてください。

（注1）国民年金保険料等とは、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金をいいます。

この改正は、**平成17年分所得税**から適用されます。

☆ 平成17年度税制改正で**平成18年度の所得税**から定率減税の額が引き下げられ、現在の20%から10%になります。今後の税制改正で定率減税がどうなるかが焦点となりそうです。



☆ 年末調整には以下の書類が必要です。

- (1) 源泉徴収簿
- (2) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

#### 添付書類

- \* 生命保険料控除証明書（生命保険料・個人年金を支払っている人は必要）
- \* 損害保険料控除証明書（損害保険料を支払っている人は必要）
- \* 小規模企業共済掛金控除証明書（小規模企業共済に加入している人は必要）
- \* **国民年金保険料等控除証明書**（国民年金又は国民年金基金を支払っている人）

# その他に国民健康保険を支払った人はその金額を、配偶者特別控除を受けた人は配偶者の所得金額を記入してください。

- (4) 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

（平成16年度以前の確定申告により住宅借入金等特別控除の適用を受けた人）

#### 添付書類

- \* 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書
- \* 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

- (5) 前職分の源泉徴収票（平成17年中に入社した人のみ必要）